

## ○宮崎県がん診療連携協議会がん診療専門部会要項

〔平成30年4月1日〕  
制 定

### (趣旨)

第1条 この要項は、宮崎県がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）規程第8条第2項の規定に基づき、宮崎県におけるがん診療に係る専門的事項を審議するため、協議会がん診療専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

### (審議事項)

第2条 専門部会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 宮崎県における外科手術、化学療法及び放射線治療の質の向上に関すること。
- (2) 宮崎県におけるがんの病理診断の向上に関すること。
- (3) 地域連携クリティカルパスの整備に関すること。
- (4) 地域の医療機関等との連携協力体制の整備に関すること。
- (5) 宮崎県におけるがん診療に携わる医療従事者の教育に関すること。
- (6) 宮崎県民へのがんに関する普及啓発に関すること。
- (7) その他宮崎県におけるがん診療に関すること。

### (組織)

第3条 専門部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各がん診療連携拠点病院において、がん診療に携わっている者
- (2) 地域の医療機関等において、がん診療に携わっている医療従事者のうち、協議会の議長が必要と認める者
- (3) その他協議会の議長が必要と認める者

2 前項の委員は、協議会の議を経て、協議会の議長が委嘱する。

### (任期)

第4条 前条第2項に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (部会長)

第5条 専門部会に部会長を置き、第3条第1項第1号の委員のなかから協議会の推薦に基づき、協議会の議長が委嘱する。

- 2 部会長は、専門部会を招集し、その議長となる。
- 3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 4 部会長は、専門部会における審議結果を協議会に報告するものとする。

### (会議)

第6条 専門部会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その代理者を会議に出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 専門部会の事務は、宮崎大学医学部医事課において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 宮崎県がん診療連携協議会地域連携クリティカルパス専門部会要項は廃止する。